

# 平成30年度の 制度改正のお知らせ

平成30年 **4**月から

## 入院時の食費負担額が引き上げられます

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、平成30年4月からは1食あたり460円になります。

	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで		平成30年4月1日から
一般	360円 <sup>*</sup> (食材費+調理費)	引き上げ	<b>460円<sup>*</sup></b> (食材費+調理費100円増)
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円		210円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円		160円
低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100円		100円

※指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。

## 65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられます

医療療養病床に入院している65歳以上の患者の居住費(光熱水費相当)が段階的に引き上げられることになり、平成29年10月から医療区分Ⅰ(医療の必要性が低い)は1日あたり370円に、医療区分Ⅱ・Ⅲ(医療の必要性が高い)は新たに200円負担することになりました。平成30年4月からは医療区分Ⅱ・Ⅲが370円に引き上げられます。

	平成29年10月から 平成30年3月31日まで		平成30年4月1日から
医療の必要性の低い人(医療区分Ⅰ)	370円		370円
医療の必要性の高い人(医療区分Ⅱ、Ⅲ)	200円 <sup>*</sup>	引き上げ	<b>370円<sup>*</sup></b>

※指定難病患者は居住費の負担はありません。

## ● 4月からの入院時の食事療養・生活療養標準負担額一覧 (青字は平成30年4月からの変更額)

		医療療養病床		一般病床
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一般	食費 <b>460円/食</b>		
	低所得	食費 210円/食 <sup>※1</sup>		
65歳以上	一般	食費 460円/食 居住費 370円/日	<b>食費 460円/食<sup>※2</sup></b> <b>居住費 370円/日</b>	食費 460円/食
	低所得Ⅱ 住民税非課税	食費 210円/食 居住費 370円/日	食費 210円/食 <sup>※1</sup> <b>居住費 370円/日</b>	食費 210円/食 <sup>※1</sup>
	低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下 (70歳以上)	食費 130円/食 <sup>※3</sup> 居住費 370円/日 <sup>※3</sup>	食費 100円/食 <b>居住費 370円/日<sup>※3</sup></b>	食費 100円/食

指定難病患者は、食費負担(一般は260円/食)のみで、居住費の負担はありません。

※1 入院日数が90日を超えると1食160円。

※2 管理栄養士または栄養士による適時・適温の食事の提供等が基準を満たさない場合は1食420円。

※3 高齢福祉年金を受給している場合等は1食100円、居住費の負担はありません。

## 介護納付金の算出に総報酬割が導入されています

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
総報酬割の比率	1/2	3/4	全面

報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。30年度は29年8月以降と変わらず、介護納付金の1/2を総報酬割とし、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割となります。報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増えていく見通しです。

## 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から下記のとおりに引き上げられます。

〈平成30年7月診療分まで〉				〈平成30年8月診療分から〉			
区分		外来(個人ごと)	自己負担限度額 (世帯ごと)	区分		外来(個人ごと)	自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)	引き上げ	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)	細分化
			標準報酬月額 53万～79万円				
低所得	II 住民税 非課税 I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	8,000円	24,600円	引き上げ	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限) (14万4,000円)	57,600円 (44,400円)
			15,000円			8,000円	

〈 〉は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。

## 70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げられます

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられます。

〈平成30年7月診療分まで〉			〈平成30年8月診療分から〉			
区分		自己負担限度額 (70歳以上※ <sup>1</sup> )	区分		自己負担限度額 (70歳以上※ <sup>1</sup> )	
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	67万円	引き上げ	現役並み	標準報酬月額 83万円以上	212万円
					標準報酬月額 53万～79万円	141万円
一般	標準報酬月額 26万円以下	56万円	一般	標準報酬月額 26万円以下	56万円	
低所得	II 住民税非課税 I 住民税非課税 (所得が一定以下)	31万円	引き上げ	低所得	II 住民税非課税	31万円
		19万円※ <sup>2</sup>			I 住民税非課税 (所得が一定以下)	19万円※ <sup>2</sup>

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

## 現役世代並み所得者の介護保険利用者負担割合が引き上げられます

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の2割負担者のうちとくに所得の高い層の利用者負担が3割に引き上げられます。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

	負担割合
年金収入等 340万円以上※ <sup>1</sup>	2割 ▶ 3割
年金収入等 280万円以上※ <sup>2</sup>	2割
年金収入等 280万円未満	1割

※1 「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は463万円以上)」。単身で年金収入のみの場合344万円以上が想定されています。具体的な基準は今後政令で定められます。

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は346万円以上)」。単身で年金収入のみの場合280万円以上。